たっくす

たっくす第41号（2002年１月）

発行日　平成14年１月10日
発行人　新宿間税会
　　会長　田尾　有一
印刷所　㈲甲文堂
　　☎03-3947-0844



午、月歴－五月、方位－南、時刻は午前11時～午後１時（五月には陰気、陽に牾 並 して地を冒して出づるなり）陰陽五行の説だそうです。午は、馬のルーツであるモンゴルの大地に五月春　子馬が多数生まれる事からきています。馬は今昔東西を問わず人間とのかかわりが深く、人にとっては大変感謝してあまりある動物です。

その速さ　美しさは人の心をうち、神馬、天馬、インドで馬頭神、ギリシアのケンタウロス、射手サギッタリウスetc.　日本では神社に願い事と一緒に連銭葦毛の毛並みの馬を奉納した事から、今でも奉納する板絵を絵馬と言います。2002年世界平和　経済成長etc. 馬くいく年に……

目　次

○新年のご挨拶
　新宿間税会会長　田尾　有一……2
○新年のご挨拶
　新宿税務署長　栗元　博之……3
○平成13年度納税表彰式……4
○平成13年度活動日誌　講演会研修会…5
○青年部・女性部合同研修会……6
　延滞税について……6
○署からのお知らせ……7
○所得税の確定申告書が
　新しくなりました……7
○確定申告をお忘れなく……7
○贈与税の申告と納税……8
○納税証明書を請求される皆様へ……8
○税理士会による無料申告相談会場……9
○インターネットホームページ開催の
　お知らせ……10

新宿間税会



新年の御挨拶

新宿間税会会長　田　尾　有　一

新宿間税会会員の皆様、明けましておめでとうございます。

平成14年の新春にあたり、謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

平素より会員の皆様方には、格別の御協力と御支援をいただきまして、誠に有り難うございます。また、税務当局の皆様には、深い御理解と御指導を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

昨年の当会の活動を顧みますと、10月に青年部・女性部主催で近場の“新しい東京の街の文化に浸ってみよう”と、バス研修会を実施いたしました。時節柄参加者確保に両部会長・役員の皆様には御苦労されたことと思います。参加された皆様には東京の再発見と大変喜ばれました。

また、11月には印紙税部会主催で最近大変関心深い「成人病の予防」について、健康づくり推進センターの仲眞美子先生を講師にお迎えして講演会を開催しました。また、同時に例年実施いたしております税務研修会では、「消費税の基礎について」新宿税務署法人課税第３部門の鈴木信男統括官殿より大変やさしく、分かり易く御説明をいただきました。ありがとうございます。

これからも当会は皆様の御希望を積極的に取り入れて、このような研修会を計画してまいりたいと思います。是非とも多くの御意見・御要望をいただきますようお願いいたします。

ところで、昨年はニューヨークでの同時多発テロや、国内での狂牛病騒ぎなど不安感を増幅させる不幸な事件が多発いたしました。

また、国内経済は大変厳しい状況下にあります。ITバブルがはじけ、また、中国の台頭による日本の生産業の空洞化が懸念されております。加えて大成火災海上保険、青木建設、新潟鐵工所等の倒産はこれからの経済のより一層の厳しさを象徴するかのようです。

しかし、今年の出発はソルトレークシティーでの冬季オリンピック、また、世界中が注目している日韓共催のサッカーワールドカップが始まります。これらの明るい話題に引っ張られ少しでも景気が上向くことを信じ希望を持って頑張っていきましょう。

終わりに当たりまして、本年も微力ながら精一杯努力いたす所存でございますので、会員の皆様方には、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の御健勝を心からお祈り申し上げまして、新年の挨拶といたします。

消費税正しく育てる間税会



新年のご御挨拶

新宿税務署長　栗　元　博　之

新年あけましておめでとうございます。

平成14年の新春を迎え、新宿間税会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

田尾会長様をはじめ役員の方々並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

おかげさまを持ちまして、当署の事務運営も順調に推移しておりますが、これもひとえに皆様方の御支援の賜物と心から感謝いたしております。

さて、昨年を顧みますと、国内では景気の低迷や狂牛病騒動、海外ではアフガニスタン問題など、なにかと暗い話題の多い年であったと思います。

そのような年にありまして、新宿間税会におかれましては、税を知る週間の活動の一環として、新宿税務署との共催によります講演会ならびに消費税研修会を開催されたほか、広報誌「たっくす」の発行、新規会員の増強活動等、間税会の本来の趣旨である、消費税等の正しい税知識の普及と納税道義の高揚に御尽力されたことにつきまして、改めて感謝と敬意を表する次第であります。

また、皆様方御承知のことと思いますが、ここ数年、消費税の滞納についてマスコミ等で何度となく取り上げられております。

申告納税制度の下における究極目標は、納税者が自ら進んで適正な申告と納税を行うことによる「自主納付体制の確立」にあります。預り金的性格を有している消費税の滞納については、とりわけ国民の関心が高くなってきております。

このため、私どもは各種方策を用いて滞納の未然防止に努めているところではございますが、皆様方におかれましても「納税資金備蓄運動」の拡大などにより今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、間もなく平成13年分の所得税・個人事業者の方の消費税等の確定申告が始まります。今年から所得税の確定申告書の様式が大幅に改定され、用紙サイズが扱いやすいＡ４版、申告書の種類も６種類あったものを２種類に統合し、より分り易く記入し易いものへといたしました。

したがいまして、今年も昨年同様、自書作成、早期提出及び期限内納付の御協力を改めてお願い申し上げます。

最後になりましたが、新しい年の始めにあたり、新宿間税会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさていただきます。

忘れずに納付してね
みんなの大事な消費税。

消費税は、預り金的性格を有する税です。
期限内納付をお願いいたします。



平成13年度納税表彰式

◎平成13年度納税表彰式

新宿税務署及び税務協力６団体共催による平成13年度納税表彰式が、さる11月14日㈬に安田火災海上本社ビル２階大会議室において、盛大裡に挙行されました。

式は国歌斉唱に始まり、新宿税務署長表彰状贈呈、新宿税務署長感謝状贈呈、租税教育推進校署長感謝状贈呈、東京国税局長表彰受彰者披露、そして税務関係団体長感謝状贈呈と粛々と進行しました。式後は受彰者を囲み、多数のご来賓、税務署関係、各団体の会員が祝福し、和気あいあいの祝賀会が行われました。

尚、今回受彰された方々は長年にわたり納税道義の高揚や税務協力団体の活動などにご尽力された方々で、新宿間税会からは、次の皆様が受彰の栄に浴されました。



平成13年度　納税表彰式

◆新宿税務署長表彰状受彰

常任理事　井　元　清　彦　殿（東京音響株式会社）

◆新宿税務署長感謝状受彰

副会長　　大　家　章　嘉　殿（株式会社大家商店）

◆新宿間税会長感謝状受彰

副会長　　片　倉　　修　殿（株式会社京王百貨店）

常任理事　鹿　毛　宏　樹　殿（小島屋乳業製菓株式会社）


新宿税務署長表彰　井元　清彦殿


新宿税務署長感謝状　大家　章嘉　殿

活 動 日 誌

H13.9.11　会報「たっくす」第40号発行
H13.9.27　団体長会　田尾会長出席
　於　新宿税務署署長室
H13.10.4　全国間税会総連合会第28回通常総会
　役員２名出席　於　富山国際会議場
H13.10.11 新宿間税会理事会　　役員21名出席
　★議題
　①印紙税部会研修会
　②青年部・女性部合同研修会
　③納税表彰式典その他
H13.10.18 青年部･女性部合同研修会　会員21名出席　於　ウオーターフロント(お台場)★別稿参照
H13.10.22 東京局間連青年部・女性部合同大研修会　役員７名出席　於　ホテルラングウッド　「日暮里サニーホール」
　★熊谷勝行先生、小林祥晃先生による講演会
H13.10.23 会報「たっくす」第41号編集会議
　於　新宿税務署地下会議室　役員６名出席･署側２名出席
H13.10.26 城西連合会事業委員会・青年部・女性部合同研修会　７名出席
　於　高田馬場シチズンボウル「ミーティングルーム」
　★東京局間連専務理事殿による税務研修会とボウリング大会
H13.11.6　講演会･消費税研修会
　★別稿参照
H13.11.11 「日暮里サニーホール」税を知る週間」(17日まで)
H13.11.14 平成13年度納税表彰式　役員18名出席
　★別稿参照
H13.12.13 団体長会　田尾会長出席
　於　新宿税務署署長室

講演会・消費税研修会

当会印紙税部会と新宿税務署との共催による講演会・消費税の研修会を11月６日㈫午後１時30分から４時30分まで新宿税務署地下大会議室で開催しました。

税を知る週間行事の一環として、昨年の消費税・印紙税の研修会に続いて開催したもので、会員及び新宿地区の多くの会社に御案内しましたところ、43名の方にご参加をいただきました。

渡辺印紙税部会長、新宿税務署の森河副署長の挨拶に続き、第１部東京都健康づくり推進センター医長　仲　眞美子先生に「健康づくりの最新情報」の講演と、第２部新宿税務署法人課税第３部門　鈴木信男統括国税調査官に「消費税の基礎」についての研修が行われました。

《第１部》

成人になると多く発生する病気と最近言われている生活習慣病の肥満、高血圧症、糖尿病、高脂血症（痛風)、癌などを予防する為の食事のとり方・効果的な運動について分かりやすく話していただきました。出席者も自分の体に照らし合わせて真剣に聞き入っており、大変有意義な時間でした。

《第２部》

消費税の基本的な仕組み・用語、届出書の提出時期などについて、誤りやすい事例を一つ一つ図指しで分かりやすく説明していただきました。出席者は有意義な研修に熱心に耳を傾け、研修終了後には活発な質疑応答が行われました。

今後もお一人でも多くの方に出席して頂く税務に関する研修会を企画してまいりますので、皆様の御意見・御希望をお寄せください。



新宿間税会青年部・女性部合同研修会

「ウォーターフロントで一日中遊びましょう」

新宿間税会青年部・女性部合同による「ウォーターフロントで一日中遊びましょう」のバス研修会が10月18日㈭に総勢21名の会員の皆様の参加をいただき、行われました。

当日は朝から生憎の雨でしたが、定刻９時に新宿を出発致しました。お台場までの車中では事務局の明田氏の司会進行のもと、川野青年部長、森田女性部長の今回の研修についてのご挨拶をいただいた後、消費税の仕入税額控除についてのビデオ「逆転ホームラン」による税に関する研修を行いました。

高速道路も順調に進み、40分でお台場に到着しました。宇宙飛行士毛利衛氏が館長である**「日本科学未来館」**10時のオープンと同時に入館し、館内の説明を受けた後、参加者全員でドームシアターで、美しいオーロラの映像と解説を満喫いたしました。今回参加できなかった会員の皆様にもお薦めです。その後、昼食時間までは各自が自由に館内の様々な施設を見学したり、体験したりして楽しみました。

昼食は「メディアージュ」４階の**「モーンスーンカフェ」**で東南アジアのエスニック料理で乾杯しました。お料理が美味かったので、ちょっとお店の紹介をします。この店はタイ料理を中心にベトナム、中国、インドネシアなどのヘルシーなエスニック料理とお酒が楽しめます。普通エスニックフードはスパイシーなイメージですが、辛くないメニューや辛さも調節してくれるので安心。老若男女が楽しめ、グループでも、愛する人とでもお薦めスポットです。

昼食後は**「船の科学館」**に入館し、展望台に上がったり、船の歴史、弁才船のできるまで等を学習したり自由に行動しました。

帰路はビデオのつづきを研修し、定刻５時に新宿へ無事到着しました。

参加者全員が「是非、来年も参加しましょうね」を合言葉に、家路に、ネオン街に消えました。

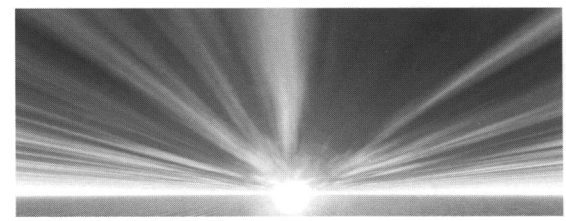

延滞税について

Q.　「ついうっかり」で期限までに税金を納めなかったときは、延滞税がどのくらいかかるのでしょうか。

A.　納税者は各税法に定められている期限までに申告をして、納税をすることになっています。その定められている期限までに納税をしなかったときは、延滞税を納めなければなりませんが、その概要は次のようになります。

［延滞税］

法定納期限の翌日から本税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年14.6％（日歩４銭）の割合を乗じて計算した額が課せられます。

ただし、次の場合には、それぞれ年7.3％（日歩２銭）の割合を乗じた計算額が課せられます。

(1)　未納の税金が法定納期限迄に納付すべきものである場合には、法定納期限後２ヶ月を経過する日迄の期間。

(2)　未納の税金が法定納期限後に納付すべきもの（期限後申告又は修正申告、更正等）である場合には、法定納期限の翌日からその納期限（申告書を提出した日、更正通知後1ヶ月を経過する日等）後２ヶ月を経過する日迄の期間。

なお、当分の措置として、平成12年１月１日以後の期間について、年利7.3％の割合の部分に限り、その前年11月末日の公定歩合に4.0％を加算した割合が7.3％に満たない場合には、その年中においては、その公定歩合に4.0％を加算した割合に軽減されます。又、計算した延滞税が、1,000円未満の場合には納付する必要がありません。

以上が概要ですが、うっかりして納税の期限に遅れますと、延滞税等の余分な税金を負担することにもなりますし、しかも延滞税は法人税や地方税の計算上、経費にもなりません。この点でも大変不利になります。

所得税、相続税、贈与税も、納付すべき税額を延納する場合に、法定納期限の翌日から延納期間に応じて［利子税］が課せられます。

期限までに必ず納税するようにしましょう。

平成14年1月から
所得税の確定申告書が新しくなりました

納税者の方々からの改善の要望にお応えして、平成14年１月から使用する所得税の確定申告書の様式が大幅に改定されました。改定の概要は次のとおりです。用紙サイズが扱いやすいＡ４版になりました。

⑴　用紙サイズが扱いやすいＡ４版になりました。

⑵　申告書の種類が従来の６種類を統合して『申告書A』と「申告書B」の２種類になりました。

・申告書Aは申告する所得が給与所得や雑所得、配当所得、一時所得だけの方が使用できる申告書で比較的簡易な様式になっています。

・申告書Bは事業や不動産の所得がある方など、所得の種類に関わらずどなたでも使用できる申告書です。

⑶　「確定申告の手引き」も新しくなりました。

申告書新様式は、今までの申告書にあった小さな文字の説明文や計算式を整理しています。

整理した説明文や計算式は、「確定申告の手引き」に盛り込まれ、手引きでの計算結果を申告書に転記できるようなものとなっています。

新様式の申告書は、税務署の窓口に備え付けてあるほか、国税庁ホームページに掲載されています。

URL　http://www.nta.go.jp

確定申告をお忘れなく！

◎確定申告をしなければならない方

申告と納税は３月15日㈮までです。

サラリーマン（給与所得者）でも次に該当する方は確定申告をしなければなりません。

①給与の年収が２千万円を超える方

②給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方

③給与を２か所以上から受けている方

④同族会社の役員や親族などで、その法人から給与のほかに貸付金の利子や家賃等の支払を受けている方

◎確定申告をすると所得税が還付される場合

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

①マイホームをローンなどで取得した場合

②多額の医療費を支払った場合

③災害や盗難にあった場合

④年の中途で退職し、再就職していない場合

※　還付金の受け取りは、安全確実な口座振込をご利用ください。

※　還付を受けとるための必要な書類などのお問い合わせは税務署へ。

◇申告書は自分で書いて早めに提出◇



所得税の確定申告書は、ご自分が作成して提出することになっています。

税務署では、確定申告書をタッチパネル（申告書自動作成等システム）で作成できるようにしてありますので、職員にお尋ね頂きご利用ください。

また、申告書はご自分で作成して、郵送でも提出できます。

申告書控が必要な方は、提出用、控え用ともボールペン書きの上、切手をはった返信用封筒を同封してください。

◎消費税及び地方消費税（個人事業者）の申告と納税期限

平成13年分の消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は４月１日㈪です。

申告書を提出しなければならない方は

①平成11年分の課税売上高が３千万円を超える方

②課説事業者を選択された方

※　納める税金がない場合でも申告が必要です。

贈与税の申告と納税

申告と納税は３月15日㈮までです。

平成13年中に、「個人」から土地（借地権を含む）・建物などの不動産、現金、預貯金、株式、債権など110万円を超える財産の贈与を受けた方は贈与税の申告が必要です。

※「配偶者控除の特例」や「住宅取得資金の贈与の特例」を受ける方は、税金のかからない場合でも申告が必要です。

財産をもらったとき



◇東京都庁で還付申告書を受け付けています

場　所：都庁第２本庁舎　１階

日　時：平成14年２月18日㈪～２月22日㈮

9:00～12:00，13:00～17:00（土曜、日曜及び祝日を除く）

○還付申告書の受付

提出された申告書は、あなたの住所地（納税地）の税務署へ送付いたします。

○所得税申告用紙の配布

○還付申告書の書き方のアドバイス

アドバイスは東京税理士会の税理士が行っております。

◆納税証明書を請求される皆様へ◆

税務署において申告所得税、法人税等に係る所得金額、納付税額等の証明書（納税証明書）を請求する際には手数料の金額に相当する収入印紙が必要となりますので、来署される前に手数料相当額の収入印紙をご用意いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、手数料の計算方法等、ご不明な点がございましたら最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。



◆納税は確実・便利な口座振替で◆

◎申告所得税と個人事業者に係る消費税の納税には、預貯金からの口座振替が確実で便利です。ぜひご利用下さい。

（手続きは、銀行や郵便局でもできます。）

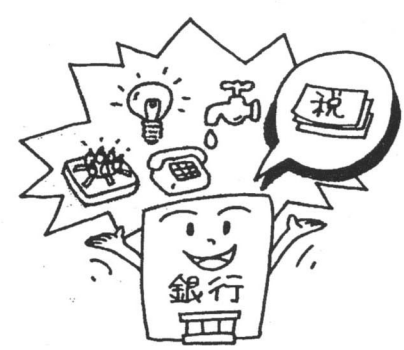

便利な振替納税で！

税金は社会の共通経費をまかなう会費です。

税理士会による
無料申告相談会場



月　日	会　場	所在地	時　間
2月18日(月)～3月15日(金)	東京税理士会新宿支部 (税務経営指導所)	西新宿7-18-18 新宿税理士ビル1階	9:30～12：00 13：00～16：00 (土･日曜日を除く)
2月18日(月)～2月26日(火)	角筈地域センター7階	西新宿4-33-7	
2月5日(火)～2月6日(水) (年金受給者説明会) 2月18日(月)～2月27日(水)	落合第二特別出張所2階	中落合4-13-7	
2月7日(木)～2月8日(金) (年金受給者説明会) 2月28日(木)～3月8日(金)	落合第一地域センター B1・3階	下落合4-6-7	
2月12日(火)～2月13日(水) (年金受給者説明会)	新宿コズミックセンター5階	大久保3-1-2	
2月14日(木)～2月15日(金) (年金受給者説明会) 2月28日(木)～3月8日(金)	新宿消費生活センター4階	高田馬場4-10-2	
2月18日(月)～2月22日(金)	新宿勤労福祉会館	戸山3-18-1	
2月27日(水)～3月8日(金)	新宿区役所分庁舎1階ロビー	歌舞伎町1-5-1	

●2月5日から2月15日については、年金受給者の方を対象に行います。
●無料相談の案内状（ハガキ）をお持ちの方が優先します。
●譲渡所得のある方や税理士に依頼されている方はご遠慮ください。
●各会場とも、自動車での来場はご遠慮ください。

インターネット・ホームページ開設のお知らせ

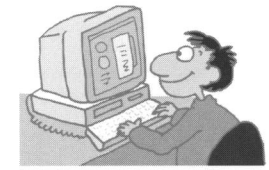

全間連では、このたびインターネット・ホームページを開設いたしました。

このホームページの内容等は次の通りですので、ぜひ閲覧してみて下さい。

1. ホームページの主な内容

○間税会とはこのような会です。
○間税会の組織はこのようになっています。
○間税会はこのような活動をしています。
○間税会は消費税完納運動を推進しています。
○間税会は消費税などに関する情報を提供しています。
○間税会は税制に関する提言をしています。
○間税会は消費税についてのアンケートを集めています。
○間税会からのお知らせ
○全間連活動報告
○間税会入会の御案内

2. ホームページのアドレス等

○ホームページのアドレス
http://www.kanzeikai.jp
○Eメールのアドレス
zenkanre@aIpha.ocn.ne.jp

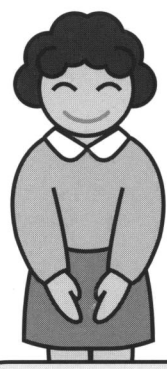

1. チャンネル：テレビ東京
2. 番組名　　：三姉妹物語
3. 放送スケジュール
平成14年１月３日㈭～平成14年３月26日㈭
22：54～23：00　13回
但し、１月３日㈭は23：24～23：30に変更。

御覧下さい。税のテレビ放送

◎テーマ

⑴平成14年１月３日㈭
税の相談
⑵平成14年１月10日㈭
所得税の確定申告書が新しくなりました
⑶平成14年１月17日㈭
自書申告について
⑷平成14年１月24日㈭
給与所得者の還付申告
⑸平成14年１月31日㈭
贈与税の申告について
⑹平成14年２月７日㈭
マイホームに関する税
⑺平成14年２月14日㈭
確定申告が必要な場合
⑻平成14年２月21日㈭
土地や建物を売ったとき
⑼平成14年２月28日㈭
納税の期限及び振替納税
⑽平成14年３月７日㈭
消費税の申告と納税
⑾平成14年３月14日㈭
申告期限及び納付期限
⑿平成14年３月21日㈭
申告内容に誤りがあったとき
⒀平成14年３月28日㈭
相続税について